

平成30年度宮城県高齢者権利擁護推進研修

# 高齢者虐待防止法について

平成30年10月4日

弁護士 大嶽 友和

# 高齢者虐待の現状

厚生労働省の調査結果 平成28年度

宮城県の調査結果 平成28年度

# 高齢者虐待防止法(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律)の特徴

- ① 高齢者虐待を初めて定義
- ② 家庭内の虐待、施設や在宅サービスの職員による虐待の両者を対象にしている
- ③ 高齢者の保護だけでなく、高齢者を養護する養護者の支援も目的としている

# 高齢者虐待防止法の解説

第1章 総則(第1条～第5条)

第2章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等(第6条～第19条)

第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等(第20条～第25条)

第4章 雑則(第26条～第28条)

第5章 罰則(第29条～第30条)

附則

# 第1章 総則

第1条 目的

第2条 定義

第3条 国及び地方公共団体の責務等

第4条 国民の責務

第5条 高齢者虐待の早期発見等

# 第1条 目的

高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し

高齢者の権利擁護に資する

ことが目的

# 第1条 目的

## 権利擁護とは

⇒「普通」の人と同じように「普通」に生活できるようにすること

「普通」ということの意味

⇒消極的側面と積極的側面

## 第2条 定義

第1項 〔高齢者〕⇒65歳以上の者

第2項 〔養護者〕⇒高齢者を現に養護する者(ただし、養介護施設従事者等を除く)

⇒養護・・・高齢者の日常生活において何らかの世話をしていること。同居の有無は問わない。また、同居しているだけでは足りない。

第3項 〔高齢者虐待〕⇒養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待

⇒高齢者の生活に深いかかわりを現に有するものによる虐待を対象としている。



## 第2条 定義

第4項〔養護者による高齢者虐待〕

第5項〔養介護施設従事者等による高齢者虐待〕

⇒5種類の虐待の定義。

## 5種類の高齢者虐待

- ・身体的虐待(第2条4項1号イ、5項1号イ)
- ・介護等放棄(ネグレクト)(第2条4項1号ロ、5項1号ロ)
- ・心理的虐待(第2条4項1号ハ、5項1号ハ)
- ・性的虐待(第2条4項1号ニ、5項1号ニ)
- ・経済的虐待(第2条4項2号、5項1号ホ)

# 身体的虐待

## 【身体的虐待のサイン】

- ・身体に小さな傷が頻繁に見られる。
- ・太ももの内側や上腕部の内側、背中等に傷やみみずばれが見られる。
- ・回復状態が様々な段階の傷、あざ等がある。
- ・頭、顔、頭皮等に傷がある。
- ・臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷跡がある。
- ・急におびえたり、恐ろしがったりする。
- ・傷やあざの説明がつじつまが合わない。
- ・主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
- ・主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない。

# 介護等放棄(ネグレクト)

## 【介護等放棄(ネグレクト)のサイン】

- ・居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている。また、異臭を放っている。
- ・部屋に衣類やおむつ等が散乱している。
- ・寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなる。
- ・汚れたままの下着を身に着けるようになる。
- ・かなりのじょくそう(褥瘡)ができています。
- ・身体からかなりの異臭がするようになってきている。
- ・適度な食事を準備されていない。
- ・不自然に空腹を訴える場面が増えてきている。
- ・栄養失調の状態にある。
- ・疾患の状態が明白であるにもかかわらず、医師の診断を受けていない。

# 心理的虐待

## 【心理的虐待のサイン】

- ・かきむしり、噛み付き、ゆすり等がみられる。
- ・不規則な睡眠(悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等)を訴える。
- ・身体を萎縮させる。
- ・おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状が見られる。
- ・食欲の変化が激しく、摂食障害(過食、拒食)が見られる。
- ・自傷行為が見られる。
- ・無力感、あきらめ、投げやりな様子になる。
- ・体重が不自然に増えたり、減ったりする。

# 性的虐待

## 【性的虐待のサイン】

- ・不自然な歩行や、座位を保つことが困難になる。
- ・肛門や性器からの出血や傷が見られる。
- ・生殖器の痛み、かゆみを訴える。
- ・急におびえたり、恐ろしがったりする。
- ・人目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える。
- ・主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることを躊躇する。
- ・睡眠障害がある。
- ・通常的生活行動に不自然な変化が見られる。

# 経済的虐待

## 【経済的虐待のサイン】

- ・年金や財産収入等があることは明白なのにも関わらずお金がないと訴える。
- ・自由に使えるお金がないと訴える。
- ・経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがない。
- ・お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。
- ・資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しくなる。
- ・預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴える。

## 第3条 国及び地方公共団体の責務等

高齢者虐待の防止、虐待発生時の高齢者の適切な保護と支援が行政の公的責任であることを明らかにする規定



## 第4条 国民の責務

高齢者虐待の防止と養護者に対する支援の重要性への理解を深め、国・自治体の施策に協力するよう努めることを規定。

## 第5条 高齢者虐待の早期発見等

高齢者福祉に職務上関係のある者の**虐待早期発見努力義務**が規定された。

# 第2章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等～在宅の高齢医者に対する虐待への対応

第6条 相談、指導及び助言

第7条、第8条 養護者による高齢者虐待に係る通報等

第9条 通報等を受けた場合の措置

第10条 居室の確保

第11条 立入調査

第12条 警察署長に対する援助要請等

第13条 面会の制限

第14条 養護者の支援

第15条 専門的に従事する職員の確保

第16条 連絡協力体制

第17条 事務の委託

第18条 周知

第19条 都道府県の援助等

## 第6条 相談、指導及び助言

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものと定めた。

# 第7条、第8条 養護者による高齢者虐待に係る通報等

## ◇ 通報(第7条1項、2項)

高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、

- ① 高齢者の**生命または身体に重大な危険が生じている**場合は、市町村に**通報しなければならない**。
- ② それ以外の場合は、市町村に**通報するよう努めなければならない**。

⇒虐待を受けたと「**思われる**」場合の通報義務・通報努力義務を定めている。

# 第7条、第8条 養護者による高齢者虐待に係る通報等

- ◇被虐待高齢者本人が市町村に届け出ることも可能。
- ◇通報者の保護(第7条3項)
  - ⇒**秘密漏示罪(刑法134条)や守秘義務法規は通報を妨げる解釈をしてはならない。**
- ◇通報・届出を受けた市町村職員に対する、**通報者や届出者を特定させる事項の漏洩禁止**規定(8条)。

## 第9条 通報等を受けた場合の措置

市町村は、事実確認のための措置を講じ、併せて、高齢者虐待対応協力者（地域包括支援センター等）と対応について協議する（第9条1項）。

市町村又は市町村長は、**生命又は身体に重大な危険が生じているおそれ**があると認められる高齢者を**一時的に施設へ入所させる等の措置**を講じ、又は、**成年後見開始の審判請求**を行う（第9条2項）。

## 第10条 居室の確保

市町村長は、入所等の措置をとるために**必要な居室を確保するための措置**を講じる。

⇒いわゆるシェルターの確保の規定。



## 第11条 立入調査

市町村は、高齢者の**生命または身体に重大な危険**が生じている場合は、地域包括支援センターの職員らをして高齢者の**住所・居所に立ち入り、調査・質問**させることができる(第11条1項)

⇒ 正当な理由がない拒否については罰則(第30条)

⇒ ただし、犯罪調査のために認められたものではない(第11条3項)ので、謙抑的であるべきとされる。鍵をかけて拒否する場合等には、市町村職員等が刑事罰等について警告して間接的に立ち入りを承諾させることができるにとどまり、自ら鍵をこじ開けたり、業者に鍵を開錠させることまではできない。

## 第12条 警察署長に対する援助要請等

市町村長は、立入調査の際、所轄の警察署長に援助を求めることができる(第12条1項)。

高齢者の生命・身体の安全の確保に万全を期する必要があるときには、警察署長に対し援助を求めることが義務とされる(第12条2項)。

## 第13条 面会の制限

入所等の措置をした場合、一時入所させた施設の施設長は、**虐待を行った養護者と虐待を受けた高齢者との面会を制限**できる(第13条)。

制限期間は定められていない。

## 第14条 養護者の支援

- ① 市町村は、**養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置**を講ずる(1項)。
- ② 市町村は、①の措置として、**養護者の負担軽減の緊急の必要がある場合、高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置**を講ずる(2項)。

## 第15条 専門的に従事する職員の確保

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

## 第16条 連携協力体制

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、地域包括支援センター等との連携協力体制を整備しなければならない。

## 第17条 事務の委託

市町村は、①相談、指導、助言、②通報、届出の受理、③事実確認のための措置、④養護者に対する支援の事務を地域包括支援センター等に委託することができる(1項)。

委託を受けた者は、委託を受けた事務の中で**知り得た秘密や、通報または届出をした者を特定させる情報を漏洩してはならない**(2項、3項)。

## 第18条 周知

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、通報又は届出の受理等に関する事務の窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。



## 第19条 都道府県の援助等

都道府県は、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供等の必要な援助を行う(1項)。

都道府県は、市町村に対し、必要な助言を行うことができる(2項)。

# 第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

第20条 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置

第21条～第23条 養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等

第24条 通報を受けた場合の措置

第25条 公表

## 第20条 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置

養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の**研修の実施**、養介護施設に入所し、利用し、養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者やその家族からの**苦情の処理の体制の整備**その他の**養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置**を講ずるものとする。

# 第21条～第23条 養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等

## ◇通報

- ① 施設等の職員は、**自分が働いている施設等**で高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、市町村に**通報しなければならない**(第21条1項)。
  - ② ①以外の場合には、
    - ア 高齢者の**生命または身体に重大な危険が生じている場合は**、市町村に**通報しなければならない**(第21条2項)。
    - イ ア以外の場合には、市町村に**通報するよう努めなければならない**(第21条3項)。
- ⇒虐待を受けたと「**思われる**」場合の通報義務・通報努力義務を定めている。

# 第21条～第23条 養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等

## ◇通報者の保護

- ・秘密漏示罪(刑法134条)や守秘義務法規は、通報を妨げる解釈をしてはならない(第21条6項)。
- ・通報を理由として解雇等の不利益な取り扱いを受けない(第21条7項)。  
⇒ただし、「虚偽・過失による通報を除く」

# 第21条～第23条 養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等

過失による通報を除く

→「過失による」とは

→一般人であれば虐待があったと考えることには合理性がない場合の通報

→虐待を現認した上での通報でなければ過失ありとされるのではなく、**虐待があると信じたことについて一応の合理性があれば過失は存在しない**と解される。

# 第21条～第23条 養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等

## ◇都道府県への報告

市町村は、虐待の通報、届出を受けた場合は、都道府県に報告する(第22条)。

## ◇職員の秘密保持義務

通報・届出を受けた市町村職員、市町村からの報告を受けた都道府県職員に対する、**通報者や届出者を特定させる事項の漏洩禁止規定**(第23条)。

## 第24条 通報等を受けた場合の措置

市町村が虐待の通報、届出を受け、又は都道府県が市町村からの報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、**老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。**

→施設や事業所への立入検査、勧告・命令、指定の取消・効力停止、事業の停止・廃止命令、認可取消



## 第25条 公表

都道府県知事は、毎年度、虐待の状況、講じた措置等についての公表をすべきとされた。

⇒施設名の公表までは明記されていない。

## 第4章 雑則・第5章 罰則

第26条 調査研究

第27条 財産上の不当取引による被害の防止等

第28条 成年後見制度の利用促進

第29条、第30条 罰則

# 高齢者虐待の防止に向けた基本的視点

- ① 発生予防から虐待を受けた高齢者の生活の安定までの継続的な支援
- ② 高齢者自身の意思の尊重
- ③ 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ
- ④ 虐待の早期発見・早期対応
- ⑤ 高齢者本人とともに養護者を支援する
- ⑥ 関係機関の連携・協力によるチーム対応

# 高齢者虐待対応の留意事項

- ① 虐待に対する「**自覚**」は問わない
- ② 高齢者の**安全確保を優先**する
- ③ 常に**迅速な対応**を意識する
- ④ 必ず**組織的に対応**する
- ⑤ **関係機関と連携**して援助する
- ⑥ **適切に権限**を行使する

# 虐待対応の課題とその克服

- ① 法律が適切に使われない
- ② 虐待の背景にあるもの
- ③ 裁判例に見る虐待対応（身体拘束に関して）